

都立高校等海外大学進学支援制度（給付型奨学金） F A Q

質問		回答
募集要項 5 支援対象となる留学計画		
No. 1	海外大学の日本校は支援対象になりますか？	支援対象外です。 本制度では、諸外国・諸地域に所在する大学への留学を対象としています。
No. 2	留学先大学の付属機関（それに準ずる教育機関含む）が日本で実施する大学入学準備コースは支援対象になりますか？	支援対象外です。 本制度では、諸外国・諸地域に所在する大学への留学を対象としています。
No. 3	学士・修士一貫課程は支援対象になりますか？	条件により異なります。 学士と修士の学位が両方授与される場合で、学士課程と修士課程の期間が明確に分かれている（原則、学士課程の修了後に修士課程が開始となる）場合に限り、学士の学位取得にかかる期間が支援対象となります。 学士の学位が授与されることなく、修士の学位のみが授与される場合は支援対象外です。 ※学士の学位が授与されるか不明な場合は、応募前に大学に問い合わせる等よく確認してください。
No. 4	対象大学の基準となる世界大学ランキングはいつ時点のものですか？	応募時点における最新の順位で判断します。
No. 5	上記世界大学ランキングで基準となる順位以下の大学は、支援対象になりますか？	支援対象外です。
No. 6	Monash University Malaysiaなど、世界大学ランキングでトップ100に入っている大学の海外キャンパスも、支援対象になりますか？（追加）	原則、支援対象となります。 Monash Universityは、THE及びQSの世界大学ランキングで100位以内であり、いずれのランキングでも、海外キャンパスもMonash Universityとしての評価に含まれているため、対象大学の要件を満たします。 ただし、カルフォルニア大学の各キャンパスなど、THE又はQSの世界大学ランキングにおいて、それぞれのキャンパスが個別に評価されている場合、各キャンパスを個別に判断することとなります。（追加）
募集要項 6 支援対象期間		
No. 1	留学希望先の大学は学士の学位取得まで最短でも5年かかります。支援期間は「原則通算4年間」とありますが、4年しか支援を受けられないということですか？	必ずしも4年とは限りません。 学位が取得でき、かつフルタイムの学生として在籍する課程の学生として留学先大学が定める学位取得に必要な最短期間（標準修業年限）を支援します。 留学先国・地域、又は所属課程（プログラム）によって、標準修業年限が異なるため「原則」としています。 ※支援期間については、留学先大学への合格後の審査を経て確定します。
募集要項 7 派遣学生の要件		
No. 1	日本国籍の他に国籍を持っていますが応募できますか？	応募できます。 ただし、支援期間中に、日本国籍を放棄した時点で支援を終了します。

都立高校等海外大学進学支援制度（給付型奨学金） F A Q

質問		回答
No. 2	重国籍保持のため、留学に必要な査証を申請する必要がありません。応募できますか？	応募できます。 ただし、支援期間中に、日本国籍を放棄した時点で支援を終了します。
No. 3	高校の留学プログラムで、海外の大学（高等教育機関）で学修したことがあります。応募できますか？	応募できます。 高等学校等に在籍中の学位取得を目的としていないプログラムへの留学は、「高等教育機関に在籍したことがある」とはみなしません。
No. 4	応募時までに日本の大学を退学予定です。応募できますか？	応募できません。 応募時に、日本国内外を問わず、高等教育機関（大学院、大学、短期大学、高等専門学校（第4学年以上）、専修学校の専門課程）及び大学入学準備コース等に、一度でも在籍したことがある場合は応募できません。
No. 5	応募時に、日本国内で提供される大学入学準備コース（オンライン受講含む）に在籍していても応募できますか？	応募できません。
No. 6	日本国内の大学と併願したいのですが、応募できますか？	応募できます。 ただし、応募締切後から留学するまでの間で日本国内の大学に在籍していた場合は、支援期間開始までにその大学を退学している必要があります。
No. 7	TOEFLは、My Best Scoreでも認められますか？	認めません。
No. 8	IELTSのOne Skill Retakeのスコアは認められますか？	認めます。
No. 9	都立高校等在籍中に海外の高校に留学しました。留学中の現地の成績証明書の提出は必要ですか？	不要です。
No. 10	本人は父母と同居しており、父は働いていますが、母は専業主婦で無収入です。「生計維持者」は誰ですか。	父母（2名）です。
No. 11	母（父）が専業主婦（主夫）で収入がありません。無職無収入でも所得証明書の提出は必要ですか？	必要です。 両親のどちらかが無職無収入でも、父母の両方の所得証明書を提出する必要があります。所得がない（0円である）ことを証明する所得証明書（非課税証明書等）を提出してください。

都立高校等海外大学進学支援制度（給付型奨学金） F A Q

質問		回答
No. 12	支援期間中に、アルバイトをしても良いですか？	留学先国・地域による制限等※に従い、学修活動に支障が出ない場合に限り、支援期間中にアルバイトすることを妨げません。 ※留学先国・地域で報酬を得る活動をする際、業種・報酬金額・就労時間等に制限があることがあります。必要な査証や資格等にかかる法令の規定については必ず各自で確認のうえ順守してください。
No. 13	高校在学中に次世代リーダー育成道場で海外の高校に留学したため、都内に住んでいない時期があります。応募できますか？	応募できます。
No. 14	都立以外の高校に在学しています。応募できますか？	応募できません。 本制度の対象となる方は、都立高等学校、都立中等教育学校の後期課程、都立特別支援学校の高等部に在籍し翌年3月末までに卒業見込みの方、又は卒業後3年以内の方です。
No. 15	募集要項の「7 派遣学生の要件」について、「（3）本人及び生計維持者が原則として、令和6年5月1日から応募時まで引き続き都内に住所を有している者」となっています。現地校修了後に帰国し、海外帰国生徒対象の9月入学生徒の選抜により都立高校に入学したため、都内への転入が令和6年5月1日以降ですが、応募できますか？	応募できます。 海外帰国生徒対象の9月入学生徒の選抜により都立高校に入学した生徒については、応募できるものとして取り扱います。
募集要項 8 支援の内容		
No. 1	本奨学金では、生活費や寮費は対象となりますか？	対象外です。 本制度では授業料及びその他派遣学生が留学先大学等より直接請求を受け支払う経費であって、留学に必要であると教育長が認める経費のみを支援します。
No. 2	日本学生支援機構（JASSO）の奨学金と併給する場合、本制度の支援金額の算定に当たり、算定基礎額から当該奨学金額を控除する必要がありますか？	控除する必要はありません。 日本学生支援機構（JASSO）の奨学金は、募集要項に定める「授業料等に充当される返済義務のない奨学金」には該当しないと想定しています。
No. 3	健康保険加入料は、大学が加入を必須としている場合でも支援対象外ですか？	対象外です。
No. 4	補助率及び支援上限額は採用時の世帯所得等で決定するのですか？	受給資格の更新ごとに決定します。 受給資格の更新時に、最新の所得証明書に基づき、翌年の補助率及び支援上限額を算定します。
募集要項 10 審査方法		
No. 1	審査では、何が重要視されますか？	「募集要項 3」の3つの視点を踏まえ、書面及び面接で総合的に審査します。
募集要項 14 留学計画の変更		
No. 1	第1希望～第8希望に記入した留学先大学における留学計画以外への変更を希望する場合の条件「明らかにそれら8校と同等又はそれ以上のレベル」はどうやって証明すれば良いですか？	THE又はQSの順位等を用いて、明らかに8校と同等又はそれ以上のレベルであることを証明する等、客観的な指標を用いて証明してください。